

明石市労連ニュース

第 317 号

年 月 日

発行 明石市
労働組合連合会

確定一時金

賃金合理化に反対

地域手当維持に全力

11月4日市労連は、泉市長に対し、「2011年度賃金改善等に関する要求書」年末一時金についての要求書」を提出し、賃金確定闘争をスタートさせた。組合は、特に人事院勧告の取り扱いについては、「国石市として、人勸を実施しないこと」等を中心に要求

給与のさらなる適正化について（要請）

【提案内容のみ抜粋して記載】

- 1 地域手当については、平成24年4月から、国の地域指定に準じ、支給率を3%に改めます。ただし、本市域内において、国の官署指定（10%）が継続されている間に限り、支給率を7%とすることとします。
- 2 特殊勤務手当については、平成24年4月からの実施に向けて、原則廃止を含めた抜本的な見直しを行うこととします。
- 3 その他給与の適正化への取組み項目について
 - (1) 県職員に準じた初任給の引下げを行うこととします。
(大卒の場合：現行の184,200円から178,800円に改めます)
 - (2) 国に準じた職務級2級への昇格制度の見直しを行うこととします。
(大卒の場合：現行の1級在級年数1年から3年に改めます)
 - (3) 国の給与表の最高号級を上回る給与月額を廃止することとします。

の趣旨説明を行なった。

給与の適正化で要請

ところが市長から、市労連に対して、左表のとおり「給与のさらなる適正化」について要請があった。

その理由については、地域

手当については、明石市は

地域指定の3%ではなく国

の官署指定の10%に準じ

ているが、①3%で設定し

ている「地域手当補正後ラ

スパイレス指数」が明石市

の10%と比較すると極め

て高い。②兵庫県において

も官署指定を8%に引き下

げている。③官署指定があ

る東部地域に勤務する職員

数と西部地域に勤務する職

員数との比率で按分すると

平均的な支給率は7%強と

なること等を挙げている。

特殊勤務手当については、

一連の不祥事等により、市

議会や市民の批判や指摘が

強くなっていることを挙げ

ている。

その他、国を上回っている給与、昇格制度について

賃金・労働条件は
労使交渉で

賃金確定・年末一時金闘争

11月4日（金） 要求書提出
11月8日（火） 県本部決起集会
11月11日（金） 回答指定日
市労連交渉

11月15日（火）

市労連決起集会

13:30～市民会館中ホール

11月17日（木）

中央委員会・超勤拒否闘争

11月18日（金）

県本部統一1Hスト（第一波）

11月25日（金）

県本部統一1Hスト（第二波）

地域手当7%に反発

適正化を図るとしている。市長は、こうした要請に至った背景として、①財政状況が厳しいこと。②市民目線で見ると今の給与制度のままでは市民の理解が得られない。③手当に関して不正受給があったこと等を挙げた。

組合は、手当の不正受給

については、職員として反

省しなければならぬ点は

あるが、地域手当について

は、①これまでも、調整手

当が地域手当に切り替わっ

た時も国の官署指定地とし

て10%を両方で確認して

おり決着済である。②明石

の地域手当について国は市

内10官署中、9官署が1

0%となっており、その間

の7%という数値はありえ

ない。③県の8%というの

は行革による賃金カットの

一環であり明石市として考

慮すべき数値とはならない

と主張した。

さらに財政が厳しいとい

うが、昨年度の決算は一般

会計で実質黒字である上、

今まで厳しいといわれる財

政状況について説明は受け

ていないとして、地域手当

7%は承諾できないとした。

最後に組合は、賃金制度

について労使合意のない一

方的な変更は行わないよう

確認したところ、市長は、

情報を共有化し納得できる

まで協議をすすめていきたく

いと返答した。

市労連は18日と25日

のストライキを背景に全力

で賃金合理化反対のたたかい

をすすめていく。組合員の

みなさんの結集をよろしく

お願いします。